平成２３年（フ）第８０９１号
大阪府東大阪市若江本町４丁目１番38号
債務者　橋本　尊弘
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　謙司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１５２号
仙台市太白区中田町字境７番地
債務者　高橋　信成
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７２６号
広島県廿日市市串戸６丁目６番34号
債務者　ナガイ建築事務所こと　永井　久雄
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見之越常治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２８号
広島市安芸区瀬野西４丁目13番14号
債務者　中川　公成
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷本　素子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４７３号
函館市汐首町８番地２
債務者　奥野　信芳
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４７６号
函館市榎本町25番12号
債務者　池田　雪生
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２０１号
山形県尾花沢市大字尾花沢3333番地14
債務者　鈴木　千晶
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１６号
山形県天童市南町３丁目12番12号
債務者　原田　美幸
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２８号
山形市宮町４丁目16番14号　クレール・アイ201号、前住所山形県東置賜郡高畠町大字相森230番地の７
債務者　嵐田慶一郎
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３５号
山形市中桜田２丁目13番９号　セジュールミド202号、前住所山形県米沢市金池６丁目７番60号　ハイセレール金池Ｂ―203号室
債務者　山口　玲子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３６号
山形市宮町２丁目８番26―301号　県営アパート２
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３７号
山形市北町４丁目16番８―501号　北部アパートＢ
債務者　大橋　　満
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３８号
山形市北町４丁目16番８―501号　北部アパートＢ
債務者　大橋佐和子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５４０号
さいたま市大宮区大門町３―88　逸見ビル２階Ｅ室、旧住所埼玉県和光市丸山台２丁目６番20号　ＷＪ・Ｗ―８ビル201
債務者　杉野麻瑠美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５６号
埼玉県鴻巣市下谷255番地の１
債務者　鎌田　大輔
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７２１号
埼玉県川口市大字小谷場234番地の９　アレックス聖105号
債務者　君羅　直人
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７０号
さいたま市南区南浦和３丁目50番８―606号
債務者　團村　富夫
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係